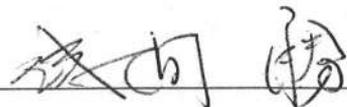


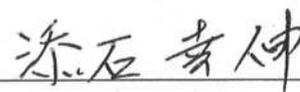
# 那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成25年度第22回（定例会）

署名人



委員長



開催日時 平成26年2月17日（月）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時02分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 添石幸伸委員長、喜久里美也子委員、城間勝委員、饒波正博委員、城間幹子教育長

## 議 事 日 程

(5、6は非公開)

- 1 議案第47号 那覇市文化財の指定について（文化財課）
- 2 議案第48号 那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について（生涯学習課）
- 3 報 告 1 平成26年度教育委員会組織及び定員について（総務課）
- 4 議案第49号 那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について（学務課）
- 5 報 告 2 教育長が臨時代理したことについて（学校教育課）
- 6 議案第50号 職員人事（退職）について（総務課）

## 出席職員

【生涯学習部】佐久川馨部長、宮内勇人副部長

（総務課）伊良皆宜俣課長、末吉正幸副参事、山内健副参事、上原曜一主幹、稲森恵子主査、當間千明主査

（生涯学習課）具志真孝課長、平良俊弥主事

【学校教育部】喜瀬乗英部長、森田浩次副部長

（学校教育課）大城義智副参事、棚原咲子主事

（学務課）崎枝智課長、平良恒次主幹、安次嶺博志主査

【市民文化部】島田聡子部長、石川和男副部長

（文化財課）古塚達朗課長、吉峯なおみ主幹、伊集守道学芸員

会議録作成（総務課）赤嶺明日香主査

添石委員長

ただいまから、平成25年度第22回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は城間委員にお願いいたします。それでは、議案第47号「那覇市文化財の指定について」のご説明をお願いします。

島田部長

提案理由・資料説明

添石委員長

それでは、本件につきましてご質問、ご意見等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

古塚課長

補足であります。1月14日付けで諮問をしていただきましたけれども、これが現物でございます。ご覧いただきまして、再確認をしていただければと思います。このように明治時代に、土地制度というものが変わってきて、沖縄では「土地開祖」と言いますが、いわゆる税金の課税方法が変わってきます。そのときに基礎となるものとして地籍図の整理が行われました。その資料として県内でもわずかしが残っておりません。沖縄本島南部では、初めての発見ということもありまして、本市においては、これまで知られていなかった資料ということで、大変貴重なものであるということから今回指定をいたします。なお、美術工芸品という種目になっておりますけれども、有形文化財、二つしか種類がございまして、一つが建造物、もう一つが美術工芸品、その美術工芸品の中にこういった古文書類等も入ってくるということで、美術工芸品となっております。以上です。

添石委員長

ただいま補足説明をいただきましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

喜久里委員

この貴重なものが空港の辺りということでおっしゃっていましたが、そこに由来のある方たちに、公開する予定とか、イベントと言ったら大きいですけど、何か考えていらっしゃいますか。

古塚課長

これは寄贈いただいたのですが、字宮城の皆さん、市の公報告示を楽しみにしております。告示をもって指定となりますので、その後お祝いをしたり、担当の方にはその日程の調整がまだかまだかということでは言われておりますので、日程を調整して、その際は特別に市民の皆さんに見ていただくと、そしてまた字宮城の皆さんと共に再認識をしながらお祝いをしたいと思っております。

喜久里委員

よろしくお願ひします。

添石委員長

他いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、特段ないようですので、議案第47号「那覇市文化財の指定について」は、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは、本議案の方は原案どおり決定いたしました。それでは、続きまして議案第48号「那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」のご説明をお願いします。

佐久川部長

提案理由説明

具志課長  
添石委員長

資料説明

それでは、本件につきましてご質問、ご意見等がございましたら、発言の方をお願いします。

饒波委員

まず一つの疑問は、いまの説明で解決しました。それは何かと言うと、開館時間のことが削除されているのがなぜかなと思って、それは条例で定めているのでいないということで理解しました。それで規則の方をずっと読んでいくと、公告といきなり出ていて、これは何の公告かなと思ったのですが、書き方、僕はあまり存じ上げないので何とも言えないのですが、例えば指定管理についての公告とか、そういう表題を出していないので、感覚としてはそういう感じがしたのですが。あと条例の19条では、この指定管理に関して若狭と繁多川の名を出して、ここに指定管理を任せますよというような感じで条例の方で定めているのですが、規定の方では、固有名詞がない。例えばこれからまた他の公民館を指定するときには、これを変えずにいけるというような規則になっているのですが、条例のたぶん下位にある規則だと思うのですが、少し条例を超えているのかなという感じはしました。簡単に言えば、長くなってしまいますけれど、正確に言えば、若狭、繁多川公民館指定管理についての公告という題になるのかなと。

具志課長

いま条例では、その若狭公民館と繁多川公民館に限定しています。ですけれども、規則の中では、そこで明記してないと。いきなり公告ということで唐突ではないかというご指摘でしょうか。もう少し規則でもちゃんと繁多川、若狭公民館というのを明記すべきじゃないかということでしょうか。

饒波委員

しなかった理由というか、理由があれば僕はいいと思うんですよ。

平良主事

私の方から補足説明させていただきます。まず、今回この条例を議会に提案した際に、例えば条例の中には準備行為という、これは付則の中に準備行為というものをつけていました。それは実際、条例が適用されるのは平成27年4月1日から指定管理制度を導入するということですが、それよりも前に準備のための行為を起こすことができるということを付則の中に入れてあります。同じように規則の中にも、募集などは実際に指定管理者制度を導入する前に募集などをかけるわけなので、同じように準備行為についても入れるべきじゃないかということで法規と確認したところ、条例で大きな枠を定めているので、条例でカバーできているので、規則にあえてそこを定める必要はないという回答でした。同じように若狭公民館、繁多川公民館という大きな枠を条例の中で定めているので、規則の中で特に若狭公民館、繁多川公民館というふうに規定する必要がないという回答でしたので、それに習って、今回、指定管理者制度を導入する公民館については、特に固有名詞は規則の中では出してはいないです。

饒波委員

例えば、若狭公民館と繁多川が終わって、その次の公民館で指定管理が行わ

れるときには、もちろん条例がまず決まって、その後の規則はあまり変えなくていいということでしょうか。

平良 主事

そうですね、内容に大きな、どうしても変えないといけないということになった場合には、やはり変えないといけないのですが、特に規則などを何度も毎回毎回変わる度に変えていくと、例えば市民の方に混乱が生じてしまうので、なるべく変えない形の方がいいのかなという、これも同じように法規からそういう形にした方がいいのではないかというアドバイスを受けて作っております。

具志 課長

さらに補足しますと、饒波委員からご指摘がありました条例の中で公民館が追加された場合ということについては、同じようにいまの解釈でいいかどうかというのは、再度また法規、他の事例等も含めて慎重に対応していきたいと考えています。

饒波 委員

この指定管理者制度を決めるときに議員の方からどんなメリットがあるのかと議論をして、いまに至ったと思うので、おそらくこれを見た場合、例えば繁多川と若狭を指定したという後ろの含意の中にも、今回は認めるけど、次はまた考えますよという議会としてはあると思うので、それが限定されてないとなると、議会の後ろの思っている部分があると思うんですよね。だから、それもある程度汲んだほうがいいのかなと、後々のために。

具志 課長

いまご指摘の件につきましては、去年6月に継続審議となり、その後、全国公民館連絡協議会の職員からアドバイスを受けたり、類似都市へのアンケートを行った結果等を踏まえて、昨年12月議会でもご説明してきましたけれども、やはり自主事業というメリットを十分活かしていくことを申し上げてきましたので、自主事業のメリットを今後の手続きの中でも、協定書の中でもちゃんと位置づけを明確にしていきたいと考えております。今後、他館への広がりについては、その動向を踏まえて、慎重に対応していく考えであります。

佐久川部長

補足してよろしいでしょうか、6月の議会で保留になった時点で、この若狭公民館、繁多川公民館という名称を我々の検討委員会の中で、既に名称を2館限定して指定管理をしたかどうかという議論が既に24年度に行われております。庁議でも、将来どの館が指定管理の必要があっても、すべて対応できるような条例を既に変えていたらどうかという議論もありました。しかし、それ以前の検討委員会の中で、この2館については、これまでの実績も踏まえて、指定管理を指定しても十分地域からのコンセンサスを得られているというのもありまして、当初予定のとおり2館を明記して条例の中で改正をしたという経緯がございました。庁議での市の全体的な考え方としては、公民館はどの館でも指定管理をすることができるよという表現も可能ではありましたが、以前に議論がされておりましたので、今回は、この2館に限って条例改正を行うこととなります。いずれまた議

論の中では複数館、また違う館の指定管理も必要になるという議論が出てくるか  
と思いますので、この時点でまた改めて条例改正を含めて検討させていただき  
たいと思います。

饒波委員  
具志課長  
添石委員長  
饒波委員

運用で議会とか市民の信頼を得ていくということでしょうか。

そういうことです。

他いかがでしょうか。

19条の中身の方ですけども、教育委員会で指定管理しているところが他に  
もあると思うのですが、他の指定管理の規則、規定等と今回の公民館の指定管理  
と違ってのような文言とかありますか。

具志課長

他館との関係ということですけど、基本的には先程申し上げた指定管理者に  
関する運用指針というものを基本にしていますから、大体この要素というものは  
似たようなものが盛り込まれているということですよ。

平良主事

具体的に、奥武山の体育施設の指定管理者の方の施行規則、こちらをベースに  
していますので、内容的には、例えば申請書の名称とか、そういった細かな違い  
はあっても、必要な手続き、公告ですとか、指定申請、協定については、必要な  
手続きはすべて一致しています。

添石委員長  
喜久里委員

他いかがでしょうか。

いまの返答の中に2館のいままでの実績をもとにこういうふうになりましたと  
いうことですが、公告だともう一度一般公募になって、改めて全くやったことが  
ない、例えば実績がない団体というのはあり得るということなんでしょうか。

具志課長

そういうことはございます。先程の実績というのは、これまでの業務の流れの  
中で成果をあげてきたことを申し上げたのであり、市職員が団体のみで館を運営  
できる見通しが立ったので、公告していく中で、新たな団体が、力のある団体が  
公募してくることも含めて募集するわけですので、いまのご指摘についてはあり  
得ると思います。

喜久里委員  
添石委員長

わかりました。

他いかがでしょうか。よろしいですか。議論が終始、見る側、解釈する側の誤  
解というのも生じる可能性があるということが、この場でもありますので、ぜひ  
慎重に丁寧に進めていっていただきたいと思います。それでは、議案第48号  
「那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」は、原案どお  
り決定してよろしいでしょうか。

全 員  
添石委員長

異議なし

それでは、本件は原案どおり決定いたしました。続きまして、報告1「平成2  
6年度教育委員会組織及び定員について」の説明をお願いいたします。

佐久川部長

報告理由説明

伊良皆課長 資料説明

上原主幹 資料説明

添石委員長 それでは、本件につきましてご質問、ご意見等がございましたら、よろしくお願ひします。いかがでしょうか。

喜久里委員 1ページにありますように、規則等改正については、今後もさらに検討するということが一部ありますが、今日おっしゃった機能的な統合、そしてまたこれからも検討する余地はどの辺になるのでしょうか。

上原主幹 今回の目的、予算とか、あと庶務を一元管理するということは、現在の規則の中でも行うことができますけれども、今後、この専決者をどういうふうに法的に解釈していったって、その法規と調整を取り合って法整備をしていくかと。現行は現教育委員会の規則がありますけれども、7ページの方に参考として載せていますが、現行の規則の方で8条の方に教育機関というものがありまして、教育機関はそれぞれ所管する部及び課というものがございまして、そして公民館、図書館の方は、現在、生涯学習部の生涯学習課の方が所管しております。そして学校給食センターは、学校教育部の学校給食課の方が所管しております。現在の規定に基づいて現在の属する機関というふうにしておりますが、市長部局の方とまた調整をして、この辺の整合性がきちっといま保たれているとは考えているんですけども、もっときちっとした統合という形が、いまのところ組織的な統合が取れてないということで、そこまでできるような形にできていきたいと考えています。

喜久里委員 学校給食のアレルギーとか、いろんな問題が迅速にできるためにということで専決も大切なことだと思いますので、法規則整備よろしくお願ひいたします。

添石委員長 他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。先程説明ありましたけれども、機能面では十分耐えられるようになっていくということですが、逆に諸規則の整備がしっかりできてないがゆえに、何か迅速な対応ができないということになっても非常にまずいと思いますので、引き続き協議して、いち早く法整備の方をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。それでは、特段ないようですので、報告1「平成26年度教育委員会組織及び定員について」は、終了いたします。それでは、議案第49号「那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について」の説明をお願ひいたします。

喜瀬部長 提案理由説明

崎枝課長 資料説明

添石委員長 それでは、ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。それでは、特段にご意見等もないようですので、議案第49号「那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは、本議案の方は原案どおり決定いたしました。続きまして、報告2「教育長が臨時代理したことについて」及び議案第50号「職員人事（退職）について」の2件は、人事に関する案件のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項」を適用し、非公開とすることが適当であると思われまますので、その可否について委員の議決を図りたいと思います。非公開としてよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは、議決により非公開といたしますので、関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

添石委員長

それでは非公開を解きます。以上をもちまして、平成25年度第22回教育委員会会議定例会を終了いたします。